

我孫子市立我孫子第二小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念 <いじめ防止対策推進法 第1条より>

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのことに鑑み、児童の尊厳を保持し一人一人が健やかに学校生活を送れるようにするため、いじめの防止等に関し、基本となる事項を定め、効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法 第2条より>

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校及び職員の職責

いじめが行われず、児童が安心して学校生活を送れるよう、保護者及び関係機関と連携しながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合又は発生した場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導部会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、我孫子市教育委員会指導主事、臨床心理士等の専門家

<活動内容>

- ・生徒指導全般に対する共通理解を図る中で、学校の中で起こりうるいじめに対する措置を講じる。
- ・我孫子市教育委員会の指導主事及び臨床心理士等の専門家を招聘することにより、校内の様子を報告すると共に、いじめ防止も含めた生徒指導関係の事項について指導を受ける。

＜開催＞

- ・月に一回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3. いじめの防止等のための対策

(1) 基本施策

①いじめ未然防止について

- (ア) 学校教育の全ての活動の中において、絶対にいじめは許さない、という強い意志を持って全職員が職務にあたる。
- (イ) 豊かな心を育むために、全ての教育活動を通した道德教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 学級担任は、日々の教育活動の中で、支持的風土の学級づくりに努める。
また、授業参観や学級懇談会等の機会を活用し、保護者及び地域に対し協力を呼びかけ連携を図る。
- (エ) 児童が、いじめを発見した時、保護者や学校職員へそのことを伝えることがいじめを止めるための行動になることを理解させる。

②いじめの早期発見について

(ア) いじめの調査等

いじめを早期発見するため、在籍する児童に対し定期的な調査を次の通り実施する。

1) いじめアンケート

- ・我孫子市教育委員会が作成した「いじめアンケート」を年2回（6～7月，11～12月），全学級で行う。
- ・実施後，学校で把握したいじめの状況及び件数を，我孫子市教育委員会に報告する。
- ・いじめとして報告した案件に関しては，各学級で個別対応を行うと共に，生徒指導部会等を通して共有し，解消に向けた取り組みをすすめ，その状況を，我孫子市教育委員会に報告する。
- ・いじめのアンケート用紙及び結果については，5年保存とする。

2) Q-U 検査

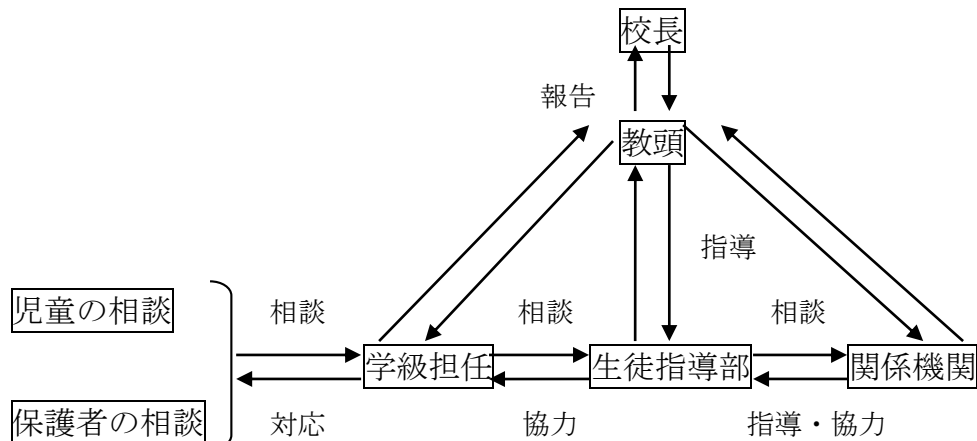
- ・学級の状態を具体的に把握するための検査，「Q-U 検査」を実施する。
- ・実施は年2回（6～7月，11～12月），3，5，6年生が行う。
- ・実施後，業者に結果集計を依頼し，結果は学校において分析する。

- ・分析結果は、我孫子市教育委員会へ報告する。
- ・分析結果は、5年保存とする。

(イ) いじめ相談体制

児童がいじめに係る相談を行うことができるように、次の通り相談体制を整え、校長が現状を把握し、適切な指導を行えるようにする。

1) 校内いじめ相談組織



※生徒指導部は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当職員、養護教諭、心の教室相談員、市教委指導主事、特別支援コーディネーターで組織される。

2) 教育相談重点期間の設置

- ・月1回、教育相談重点期間を設置し、いじめの早期発見に努める。

3) 相談箱の設置

- ・心の相談室前に相談箱を常備し、児童の様子を把握することに努める。

③いじめに対する措置

- (ア) いじめの相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実を確認した場合は、すみやかに校長に報告し、生徒指導部会を通して対応を協議するとともに、該当の保護者へ連絡する。
- (ウ) いじめが起きた時は、いじめをやめさせ、また、再発を防ぐため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童及び保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- (エ) いじめを受けた児童及び保護者の心の傷に対する措置が必要な場合は、養護教諭や心の教室相談員、関係機関とも連携し、継続したカウンセリングを行う。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

④インターネットを通じて行われるいじめの対策について

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために次の対策を実施する。

(ア) 県や市が主催する、情報モラル研修会に積極的に参加し、職員の見識を深める。

(イ) 中学校区合同で開催する，研修会やミニ集会に参加し，職員及び保護者の見識を深める。

(ウ) 教職員、保護者及び児童を対象としたインターネット等の使い方に関する講習会を、地域や関係機関と協力して開催し、教職員、保護者の意識や指導技能を高めるとともに、児童に対して適切な指導を行う。

(2) 重大事態について

①重大事態とは

(ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手)

(ウ) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時
(学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考
えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる)

②重大事態への対応

(ア) 重大事態が起こった場合は、速やかに校長から我孫子市教育委員会へ、報告をする。

(イ) 我孫子市教育委員会の指導のもと、必要に応じて臨時の生徒指導部会を実施し、対応を協議する。

(ウ) 協議した内容に沿って、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応を図る。その中で、保護者及び地域への連絡は、特に漏れなく適切に行う。

(エ) 対応に関する結果については、速やかに校長から我孫子市教育委員会へ報告を行う。

4. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずに、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校の教育活動を日常的に地域へ発信する努力をする。

- (ア) 学校だよりの発行
- (イ) ホームページの定期的な更新
- (ウ) 年度末に取り組む学校評価アンケートの実施
 - ・児童アンケート
 - ・保護者アンケート
 - ・職員アンケート
 - ・学校評議員アンケート

5. いじめ防止対策年間計画

月	教科等指導内容	アンケート	教育相談	特別活動	行事	その他
4 月	・ピアサポート (各学年・年 4 回)		教育相談①		始業式	学級懇談会 全校保護者会 家庭訪問
5 月	・道徳 (各学年の計画に 沿って実施)		教育相談②	全校朝会①		
6 月		市① Q-U 検査①	教育相談③	全校朝会②		学級懇談会
7 月	・日常の授業 (年間を通して グループ活動 を実施)		教育相談④	全校朝会③	終業式	個人面談 (～ 8 月)
9 月			教育相談⑤		始業式	
10 月			教育相談⑥	全校朝会④		
11 月	・体育 (チームプレーを 要するゲーム)	市② Q-U 検査②	教育相談⑦	全校朝会⑤		学級懇談会 全校保護者会
12 月			教育相談⑧	全校朝会⑥	終業式	
1 月			教育相談⑨		始業式	
2 月			教育相談⑩	全校朝会⑦		学級懇談会
3 月			教育相談⑪	全校朝会⑧	修了式	

(平成 30 年改訂)

(令和元年改訂)